

第1章 都市計画マスタープラン策定の概要

平成15年度に当初計画を策定し、平成23年度に中間見直しを行った「幕別町都市計画マスタープラン」を改訂します。新たに幕別町の将来都市像を示すにあたって、最初に計画的な都市づくり^{※1}の意義や、町民の意向を反映した「都市計画マスタープラン」の位置づけや役割などの概要を次のとおり示します。

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2^{※2}に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が創意工夫のもと町民の意見を反映させ、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画などをきめ細かく、かつ総合的に示したものであり、具体の都市計画^{※3}をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです。



幕別地域・札内地域航空写真（平成28年撮影）

¹ 都市づくり

都市計画の観点での土地利用や施設配置・整備などによるまちづくりのことを指します。

² 都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2項 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

³ 都市計画

都市における土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要なことがらについて総合的、一体的に定め、秩序を持ってまちづくりを進めていくことを目的とした計画です。

(2) 目的と役割

地域の特性を考慮しながら町民意向を反映させた独自の都市づくりの将来ビジョン、地域別の市街地像を確立し、実現化の方策を示すことを目的として平成15年度に「都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、少子高齢化の進行、経済情勢の停滞、厳しさを増す財政状況など社会環境が大きく変化する中、令和2年度に目標年次を迎えることから、全体見直しを行うものです。

「幕別町都市計画マスタープラン」に求められる役割として、次の4つがあげられます。

●実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

町民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの方針を明らかにします。

●町民と行政の共通の目標とする

都市づくりの将来像を町民参加で作成し、町民と行政の共通の目標として広く示すことにより、町民の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への協力や参加を容易にします。

●個別の都市計画相互の調整を図る

土地利用、都市施設^{※4}、市街地開発事業^{※5}の個別の具体的な都市計画について相互の調整を図ります。

●具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画が決定・変更される際の指針となります。

⁴ 都市施設

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設で、道路、公園や緑地、下水道や廃棄物の処理施設など、主に都市計画区域内で、都市計画として定めることができる施設のことを言います。

⁵ 市街地開発事業

市街地の一定のエリア内で、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

(3) 計画の策定体制

「事務局」を都市計画課に設置し、情報収集、資料作成・提供、全体調整、素案のとりまとめ及び北海道との協議を行います。

策定組織として、庁内各部署から組織される「策定委員会」を設置するとともに、住民参画として「アンケート調査」、「地域住民意見交換会」、「各種団体意見交換」、「住民説明会」及び「パブリックコメント⁶」を実施するなど、合意形成を図っていきます。

これらにより素案を作成し、都市計画審議会等を経て、幕別町都市計画マスタープランとして決定します。

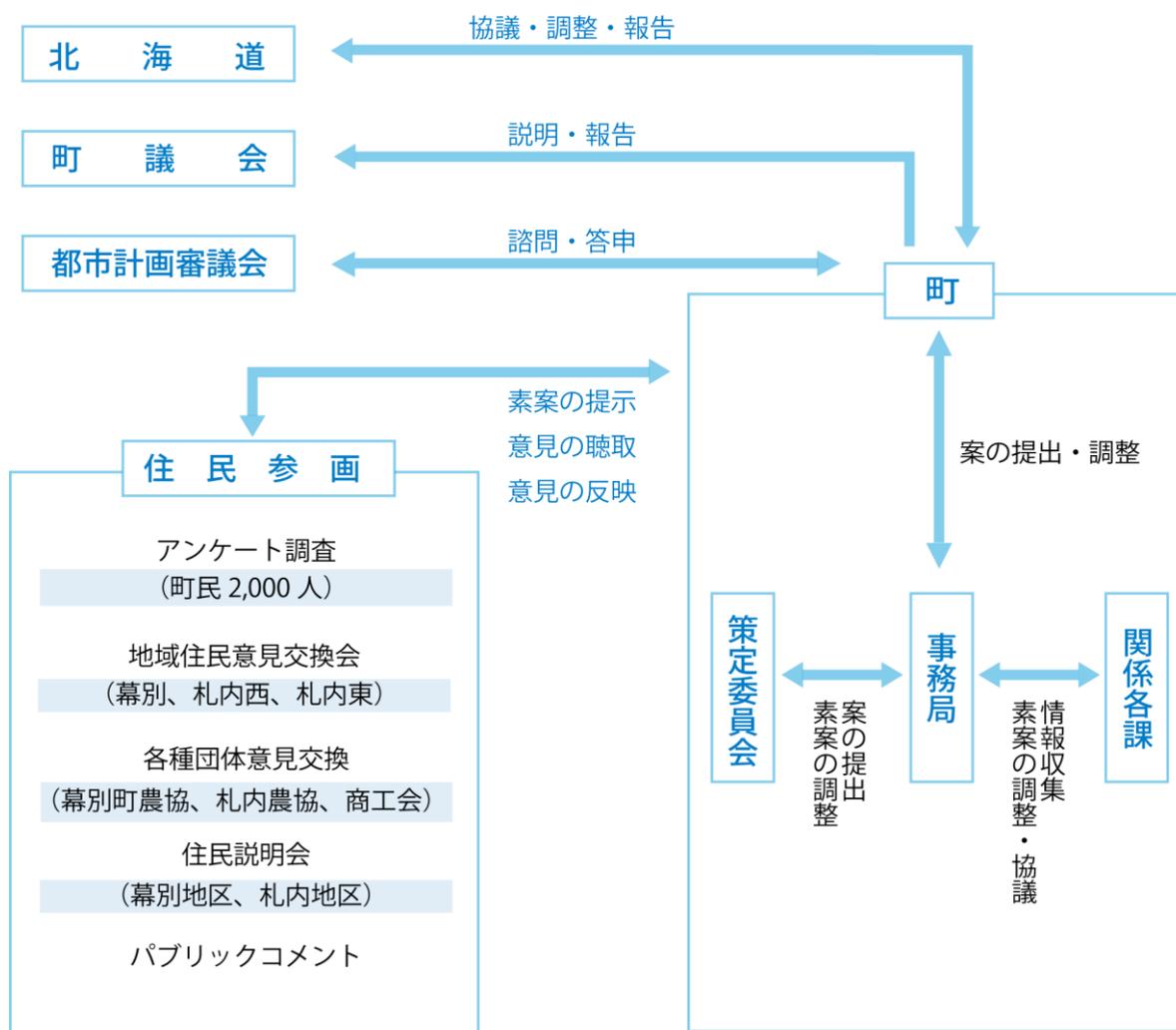


図 計画の策定体制

⁶ パブリックコメント

行政機関が各種計画や施策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く住民の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。

(5) 都市計画マスタープランの計画期間

概ね 20 年後の都市の姿を見据え、計画の期間は令和 3 年度から令和 22 年度とします。なお社会情勢の変化や幕別町の都市の動向を考慮し、状況に応じて随時見直しを行っていくこととします。

(6) 対象区域

幕別町都市計画区域 (8,174.0ha) を対象区域とします。

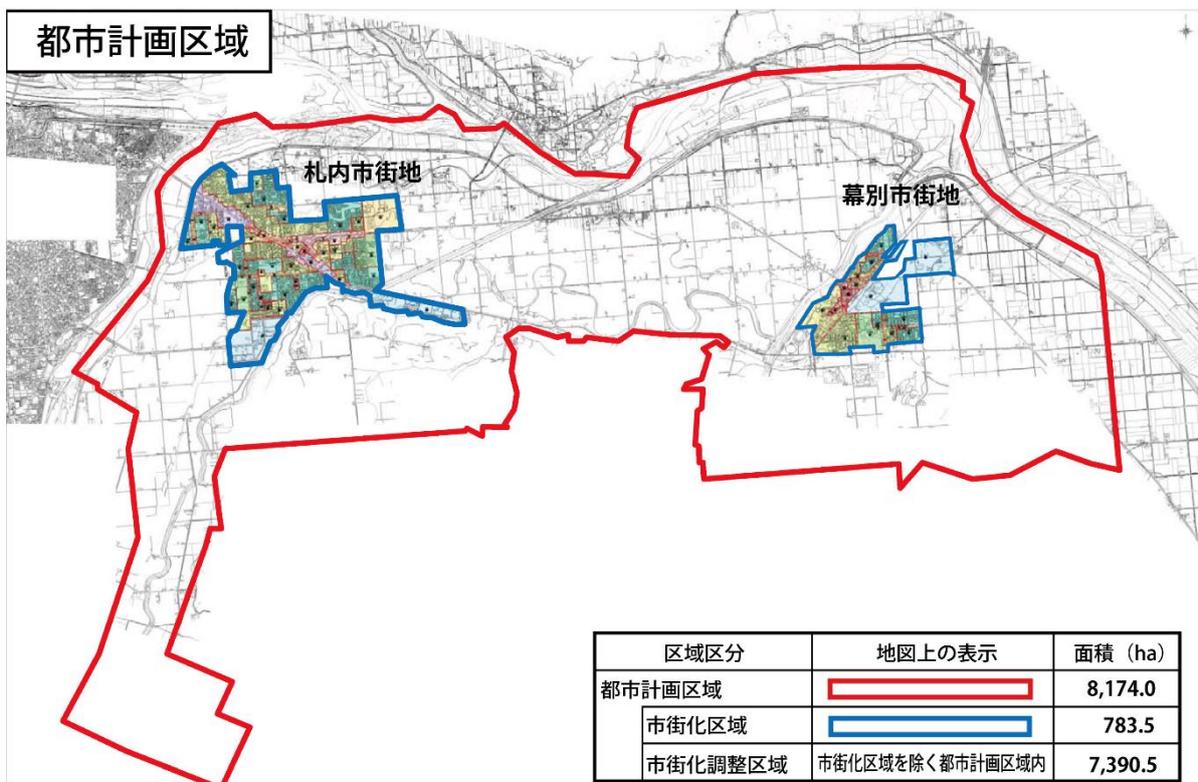


図 対象区域